令和３年
社会生活基本調査

調査員を募集しています！

「社会生活基本調査」は、
明日の日本をつくる大切な統計調査です。
あなたも調査員として、一緒に統計を
つくりませんか。

国の重要な統計調査です

「社会生活基本調査」は、国民の社会生活の実態を明らかにするため、総務省統計局が「統計法」（国の統計に関する基本的な法律）に基づき実施する、国の重要な統計調査です。
（調査は令和３年10月20日現在で実施します。）

調査員の力が必要です

調査を正確に実施するためには、調査員の力が欠かせません。

- 調査員には、担当区域の世帯を訪問して、調査票を配布・回収・検査していただきます。
- 調査員の身分は、都道府県知事に任命される非常勤の地方公務員です。
- 任命期間は８月下旬から11月末の予定です。

【詳しくは裏面をお読みください】

皆さまのご応募をお待ちしています

調査員に応募できる方

＊ 原則２０歳以上
　※ 学生・主婦・ご高齢の方など、幅広い方に調査員の仕事をしていただいています。
＊ 詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。

都道府県の連絡先
京都府政策企画部企画統計課社会統計係(担当 小河原、足立、関灘、下林)
TEL:075-414-4493　FAX:075-414-4482
E-mail:kikakutokei@pref.kyoto.lg.jp

総務省統計局・都道府県

「社会生活基本調査」について、詳しくは総務省統計局ホームページをご覧ください。　社会生活基本調査　検索

調査員の仕事の内容

＊ 都道府県が主催する調査員事務の説明会に出席した後、担当する区域について、９月上旬から調査の事務を行っていただきます。
＊ 報酬額は、約 ３９，９００円　です。

(令和３年 ８月下旬)

1 調査員事務打合せ会への出席・自宅での復習
調査についての説明を聞いて、調査の方法や調査内容等を理解します。

(令和３年 9月上旬～中旬)

2 担当区域の確認・『準備調査用リーフレット（調査のお知らせ）』の配布
担当する区域の位置と境界を確認します。
また、担当区域内の全ての世帯を訪問して、『準備調査用リーフレット（調査のお知らせ）』を配布します。

3 調査世帯の確認・自宅での準備
調査対象となる世帯（１つの区域内で12世帯を抽出）が都道府県から示されますので、調査票配布のための準備をします。

(令和３年 10月上旬～中旬)

4 調査票の配布
調査対象世帯を訪問し、調査票を配布して、記入を依頼します。

社会生活基本調査では、紙の調査票のほかに、
<u>インターネットでも回答ができます！</u>

(令和３年 10月下旬～11月上旬)

5 調査票の回収
約束した日時に世帯を訪問し、調査票を回収します。

6 調査書類の検査・提出
調査書類を検査し、決められた期日までに都道府県に提出します。

- 世帯に対しては、コールセンターでも調査票の記入の仕方などを案内しますので、ご安心ください。
- 仕事の内容については、都道府県による丁寧な説明があります。
また、調査事務に関する不明な点があれば調査員用コールセンターによるサポートもありますので、未経験の方もぜひご応募ください。

応募期間：令和３年５月３１日まで